



県章

# 山形県公報

平成28年5月31日(火)  
第2750号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……667
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……668
- 肥料の登録……………(農業技術環境課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……669
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……670
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……671
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……同

### 企業局関係

#### 規程

- 山形県企業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程……………672

### 公 告

- 平成28年度山形県登録販売者試験の実施……………(健康福祉企画課) ……同
- 普通肥料の検査結果の概要……………(農業技術環境課) ……同
- 特殊肥料の検査結果の概要……………(同) ……674

## 告 示

### 山形県告示第560号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
株式会社ウィズ 新庄市若葉町5番29	大樹 新庄市十日町字高壇1302番地の5	就労継続支援(B型)	14名	平成28. 5. 19

## 山形県告示第561号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ほなみ	ほなみ調剤薬局 鶴岡市ほなみ町7番1号	居宅療養管理指導	平成28. 5. 17

## 山形県告示第562号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成28年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録番号	肥料の 種 類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 年 月 日
					名 称	住 所	
山形県 第474号	蒸製骨粉	スープ滓骨粉 (豚・鶏骨)	窒素全量 2.0 りん酸全量21.0		丸善食品工 業株式会社	東京都板橋区成 増一丁目30番13 号	平成 28. 4. 28

## 山形県告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営東根地区（一の沢ため池）土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営東根地区（一の沢ため池）土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
東根市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成28年6月6日から同年7月4日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第564号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営東根地区（大木沢ため池）土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営東根地区（大木沢ため池）土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
東根市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成28年6月6日から同年7月4日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第565号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営東根地区（富川堰用水路）土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営東根地区（富川堰用水路）土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
東根市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成28年6月6日から同年7月4日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第566号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成28年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字大谷字秋葉山1697番1から 同 馬神字昭和新田428番1まで	旧	29.0メートル } 15.8	メートル 74
同 上	新	32.5メートル } 18.4	同 上

**山形県告示第567号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成28年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
寒河江市大字谷沢字平野山1067番1から 同 1755番128まで	旧	22.5メートル } 8.0	メートル 58
同 上	新	22.0メートル } 8.0	同 上

**山形県告示第568号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成28年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日和田松川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
寒河江市大字谷沢字平野山1755番129から 同 1067番1まで	旧	18.0メートル } 6.2	メートル 60
同 上	新	19.5メートル } 6.2	メートル 49

山形県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成28年5月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大谷字秋葉山1697番1から  
同 馬神字昭和新田428番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年5月31日

山形県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成28年5月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 天童大江線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字谷沢字平野山1067番1から  
同 1755番128まで
- 3 供用開始の期日 平成28年5月31日

山形県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成28年5月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 日和田松川線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字谷沢字平野山1755番129から  
同 1067番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年5月31日

山形県告示第572号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成28年5月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
一般財団法人ベターリビング  
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
- 2 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	変更後	変更年月日
東京都千代田区富士見二丁目7番2号	同左	平成28. 4. 20
	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	

## 企業局関係

### 規程

#### 山形県企業管理規程第7号

山形県企業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年5月31日

山形県企業管理者 若松正俊

#### 山形県企業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生管理規程（昭和50年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号を次のように改める。

（1）健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第13条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

（2）法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置（第41条の2において「面接指導等」という。）の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

（3）法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（第41条の3第1項において「心理的な負担の程度を把握するための検査」という。）の実施並びに法第66条の10第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第41条の2の次に次の1条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

第41条の3 企業管理者は、心理的な負担の程度を把握するための検査及び法第66条の10第3項に規定する面接指導等（次項において「検査等」という。）を行わなければならない。

2 前項の検査等の内容、対象となる職員等については、企業管理者が別に定める。

#### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成28年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成28年5月31日

山形県知事 吉村美栄子

#### 1 試験の日時及び場所

（1）日時 平成28年8月31日（水） 午前10時30分から午後4時まで

（2）場所 山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル

#### 2 受験手続

受験願書を平成28年5月31日（火）から同年7月5日（火）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部健康福祉企画課業務・感染症対策室に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

#### 3 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課業務・感染症対策室（電話023（630）2333）に問い合わせること。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成28年2月に収去した普通肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成28年5月31日

山形県知事 吉村美栄子

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析項目	検査指摘事項	保証票の検査	その他の検査	
蒸製骨粉	丸善食品工業株式会社	スーヅ滓骨粉（骨）	主成分TN、TP				現物
肉骨粉	同	スーヅ滓骨粉（粉）	主成分TN、TP				現物
米ぬか油かす及びその粉 末	ココロ株式会社	2.5米糠油粕粉末	主成分TN、TP、TK				現物
同	同	粒状米ぬか油粕	主成分TN、TP、TK				現物
混合有機質肥料	同	豆腐かす混合米ぬか油粕	主成分TN、TP、TK				現物
米ぬか油かす及びその粉 末	三和油脂株式会社	特選王将印脱脂ぬか	主成分TN、TP、TK				現物
混合有機質肥料	柝川鮭漁業生産組合	鮭パウダー	主成分TN、TP、TK				現物

(注) 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 主成分の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成28年2月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成28年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者若しくは 販売業者又は表示者	届 （商 品 名）	検 査 の 結 果								備 考	
			窒 素 全 量 %	リン 酸 全 量 %	加 里 全 量 %	銅 全 量 mg/kg	亜 鉛 全 量 mg/kg	石 全 量 %	炭 酸 窒 素 比	水 分 含 有 量 %		そ の 他 の 検 査
た い 肥	山形農業協同組合	パーたいひ	0.71	0.82	0.9				16.3	63.7		現物
	同	膨軟モミガラ堆肥 「ハウス用」	0.2	0.0	0.1				62.8	65.4		現物

平成28年5月31日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年5月31日発行 発行人 山形県